

広島県訓令第十一号

本 庁
地 方 機 関
労働委員会事務局

職員名札の着用に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

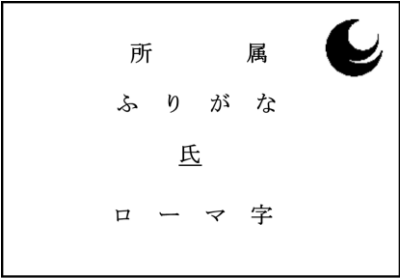
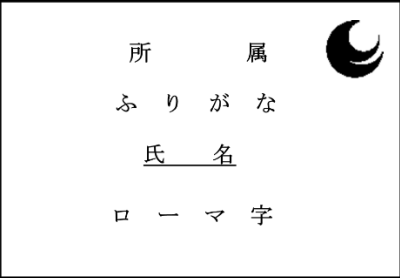
令和八年七月三十日

広島県知事 横 田 美 香

職員名札の着用に関する訓令の一部を改正する訓令

職員名札の着用に関する訓令（昭和三十八年広島県訓令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別記型式（第四条関係）  備考（略）	別記型式（第四条関係）  備考（略）

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和八年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の別記型式に基づく職員名札については、この訓令による改正後の別記型式にかかわらず、令和八年八月三十一日までの間、引き続き使用することができる。